

5 参 考 资 料

(1) 農業農村整備事業の実施手続

県営土地改良事業は、申請者が施行申請に必要な調査を行い、地区計画書を作成の上、事業計画の概要を策定し県に申請することとなる。

しかし、調査・計画には高度の技術と多額の費用を要することから、地元から調査委託の希望があった場合においては、施行申請に必要な調査・計画を「県営事業等調査及び計画受託規則」により県が実施できることとしている。

なお、県営事業の開始等の手続については、別に定める「宮城県農業農村整備事業等実施要綱」によるものとする。

- ・ 土地改良事業等調査及び計画受託規則・・・・・・・・・・ 130
- ・ 宮城県農業農村整備事業等実施要綱・・・・・・・・・・ 151
- ・ 宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領・・・・・・・・ 154
- ・ 宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領・・・・ 155
- ・ 農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱・・・・ 167
- ・ 農地等地域整備構想策定支援事業実施要領・・・・・・・・ 178

○土地改良事業等調査及び計画受託規則

昭和四十八年三月十六日

宮城県規則第五号

改正 昭和五十六年九月一八日規則第六〇号

昭和六三年三月三〇日規則第一四号

平成元年三月二七日規則第二〇号

平成七年三月三十一日規則第三八号

平成八年三月二九日規則第四二号

平成一二年三月三十一日規則第四〇号

平成一四年三月二九日規則第六五号

平成一五年一月二四日規則第一号

平成一六年三月三十一日規則第七三号

平成二〇年三月三十一日規則第五六号

平成二四年七月三日規則第五五号

平成三〇年三月二〇日規則第一九号

令和四年三月三十一日規則第二五号

〔土地改良事業調査受託規則〕をここに公布する。

土地改良事業等調査及び計画受託規則

(平一二規則四〇・平二〇規則五六・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、県営土地改良事業及びこれに準ずる県営事業（以下「県営土地改良事業等」という。）の実施を希望する市町村、土地改良区等からの委託を受けて行う当該県営土地改良事業等に係る調査及び計画（以下「調査事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(平七規則三八・平八規則四二・平一二規則四〇・一部改正)

(調査事業の範囲等)

第二条 この規則に基づき受託する調査事業は、国庫補助の対象となる県営土地改良事業等のうち、次に掲げる事業（維持管理及び災害復旧に係る事業を除く。）のいずれかに係るものとする。

- 一 農地整備事業
- 二 水利施設整備事業

三 農地防災事業

四 地域用水環境整備事業

五 中山間地域総合整備事業

六 その他知事が特に必要と認める事業

2 調査事業は、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六条及び第十四条の二の規定並びに関係法令の規定により作成する地区計画書の作成に当たり必要な調査及び計画の作成を行う。

3 調査事業の期間は、原則として三年以内とする。

（平二〇規則五六・全改、平二四規則五五・一部改正）

（委託の申込み）

第三条 調査事業の委託をしようとするものは、調査事業の開始を希望する年度の前年度の七月末日までに土地改良事業等調査及び計画委託申込書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

（平七規則三八・平八規則四二・平一四規則六五・平二〇規則五六・一部改正）

（受託の決定等）

第四条 知事は、前条の申込書を受理した場合は、別に定めるところによりその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、受託の適否を決定するものとする。この場合において、知事は、速やかにその旨を様式第二号により通知するものとする。

2 前項の審査においては、別に定める地区計画検討委員会の意見を聴くものとする。

（平八規則四二・平二〇規則五六・平二四規則五五・一部改正）

（契約の締結）

第五条 知事と前条の通知を受けたもの（以下「委託者」という。）は、調査事業のうち当該年度に実施する事業（以下「年度事業」という。）の委託契約を土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書（様式第三号）により締結するものとする。

2 委託者は、委託料として年度事業に要する経費の二分の一に相当する額（当該年度事業が国庫補助の対象となる場合にあつては、年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の二分の一に相当する額）を負担しなければならない。

3 委託料は、知事の発行する納入通知書により一時に納入しなければならない。

（平一四規則六五・全改、平二〇規則五六・平二四規則五五・一部改正）

（調査事業の変更）

第六条 知事又は委託者は、調査事業の内容を変更しようとするときは、土地改良事業等調

査及び計画委託変更協議書（様式第四号）により協議しなければならない。

（平一四規則六五・全改、平二〇規則五六・一部改正）

（調査事業の廃止）

第七条 知事又は委託者は、調査事業を廃止しようとするときは、土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書（様式第五号）により協議しなければならない。

（平一四規則六五・追加、平二〇規則五六・一部改正）

（書類の経由）

第八条 この規則により知事に提出する書類は、正本及び副本各一部とし、調査事業の施行地を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由しなければならない。

2 所長は、前項の書類の提出があつたときは、意見を付して知事に送付しなければならない。

（昭六三規則一四・平八規則四二・平一二規則四〇・一部改正、平一四規則六五・旧第七条繰下・一部改正、平一六規則七三・平二〇規則五六・一部改正）

（年度事業の実施及び報告）

第九条 所長に、第五条第一項に規定する年度事業の委託契約を締結し、当該年度事業を実施する権限を委任する。

2 所長は、必要に応じ年度事業の一部を委託し、又はその委託の内容を変更することができる。

3 所長は、前項の規定による委託をしたとき又は委託の内容を変更したときは、様式第六号により知事に報告しなければならない。

4 所長は、年度事業が終了したときは、速やかに、様式第七号により年度事業の結果を知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、様式第八号により報告の内容を委託者に通知するものとする。

（平一二規則四〇・追加、平一四規則六五・旧第八条繰下・一部改正、平一五規則一・平二〇規則五六・平二四規則五五・一部改正）

（調査事業の報告）

第十条 知事は、調査事業が終了したときは、速やかに、様式第八号により委託者に報告するものとする。

（平一四規則六五・追加、平二四規則五五・一部改正）

（雑則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、調査事業の実施に関し必要な事項は、知事と委託者との間において協議の上定めるものとする。

(平八規則四二・一部改正、平一二規則四〇・旧第八条繰下、平一四規則六五・旧第九条繰下)

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託申込書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

県営土地改良事業 地区調査事業を委託したいので、土地改良事業等調査及び計画
受託規則第3条の規定により下記の関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 事業計画書(別紙1)
- 2 調査事業同意状況調書(別紙2)
- 3 市町村長の意見書(別紙3)
- 4 その他知事が必要と認める書類

- (注) 1 調査事業同意状況調書は、所有権等個人の財産権に変更が生ずる場合に添付すること。
- 2 市町村の意見書は調査事業を委託しようとするものが市町村長以外のものである場合に添付すること。

土地改良事業計画書

地区名	市町村名		調査計画項目		調査期間	調査量	調査費
所在地	水系名						千円
事業目的							
受益面積	水田	畑	樹園地	山林原野	計		
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
事業費	県営	団体営・その他	計		反当事業費		
	千円	千円	千円	千円	千円		
現況							
計画							
主要工事			備考				
	関連事業						

(注)1 調査費の予算議決の写し又は確約書を添付すること。

2 調査位置図(1/5,000又は1/25,000, A4横版)を添付すること。

別紙3

市 町 村 長 の 意 見 書

市町村長名

1 事業の必要性

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

申込者 殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の受託について(通知)

年 月 日付け〔第 号〕で申込みのあつたこのことについて、下記のとおり受託する(しない)ので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 受益面積
- 4 その他

(注) 受託しないときは、4 その他に理由を記載する。

様式第3号(第5条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書

(以下「甲」という。)と宮城県 所長(以下「乙」という。)は、土地改良事業等調査及び計画受託規則第5条の規定に基づき、
年度 事業の 地区の年度事業について、次のとおり契約を締結する。

(年度事業の内容)

第1条 乙の実施する 年度の年度事業は、別添事業計画書のとおりとする。

(年度事業の期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約成立の日から 年 月 日までとする。

(年度事業費及び支払い方法)

第3条 年度事業費は、総額 円とし、甲及び乙はそれぞれ2分の1(年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の2分の1)ずつ負担することとする。

2 甲は、前項の負担額について、乙の発行する納入通知書により 年 月 日までに納入するものとする。

(契約の変更)

第4条 この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

(その他)

第5条 この契約書に定められた事項についての疑義又は契約書に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

年 月 日

甲 印

乙 宮城県 所長 印

- (注) 1 変更があった場合には、変更箇所のみ記載し、変更契約書を作成すること。
2 変更契約を締結する場合には、別紙年度全体事業計画書の変更箇所を朱書で下段に明記すること。

年度全体事業計画書

市町村名	調査期間	年度～年度	年度		事業名	事業日		
			数量	金額				
地区名					委託申込月日	年月日		
調査者					委託申込者			
全体調査費		千円(予定)			関係土地改良区			
年度割計画	全項目	年度	数量	金額	年度	数量	金額	記事
	事務費			%				
	計		計			計		

様式第4号(第6条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で受託の通知があつた(をした)県営土地改良事業
地区調査事業について、その内容を下記のとおり変更したいので、土地改良事業等調査
及び計画受託規則第6条の規定により協議します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 変更内容

(注)変更内容は、事業計画書(様式第1号の別紙1)に変更事項を赤黒対照で示すこと。

様式第5号(第7条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で受託の通知があつた(をした)県営土地改良事業
地区調査事業について、下記のとおり廃止したいので、土地改良事業等調査及び計画受
託規則第7条の規定により協議します。

記

1 廃止理由

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所長

年度土地改良事業等調査委託(委託変更)について(報告)

このことについては、下記のとおりです。

- | | | 記 | | | |
|---|-------|----------------|---|---|---|
| 1 | 地区名 | 地区 | | | |
| 2 | 年度事業費 | 千円 | | | |
| 3 | 委託者名 | | | | |
| 4 | 委託期間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | | 至 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 添付書類 | | | | |
| | (1) | 委託契約書(写) | | | |
| | (2) | 変更理由書(委託変更の場合) | | | |

(注) 委託変更の場合は、年度事業費及び委託期間について、上段に()書きで変更前の金額(期間)を記載すること。

様式第7号(第9条関係)

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所 長

年度土地改良事業等調査及び計画について(報告)

このことについては、下記のとおりです。

記

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 地 区 名 | 地区 |
| 2 施 行 地 名 | |
| 3 年度事業費 | 千円 |
| 4 施 行 方 法 | |
| 5 期 間 | 自 年 月 日
至 年 月 日 |
| 6 結 果 | 別紙のとおり |
| 7 記 事 | |

(注)1 経過表(別紙1)及び位置図を添付すること。

2 調査事業の最終年度に係る報告については、個別表(別紙2)を添付すること。

経 過 表

調 査 受 託	1 委 託 申 込 年 月 日	年 月 日	5 地 区 計 画 検 討 委 員 会 審 査 状 況	現 地 調 査 第 1 回 第 2 回	幹 事 会 年 月 日 年 月 日 年 月 日	検 討 委 員 会 年 月 日 年 月 日 年 月 日				
	2 委 託 申 込 者									
	3 調 査 事 業 同 意									
	4 受 託 年 月 日	年 月 日								
調 査 計 画	1 期 間	年 度 ~ 年 度	6 地 形 図 作 成	作 成 年 度	事 業 名	数 量	金 額			
	2 全 体 調 査 計 画 費	千 円								
	3 調 査 計 画 年 度 割	全 体						年 度	年 度	年 度
		項 目						数 量	金 額	数 量
4 委 託 状 況	計		計	計	計	計				
	委 託 者 名									
	業 者 名									
	契 約 年 月 日									
	契 約 期 間									
	契 約 金 額									

個別事業表

事業名	事業		事業名	地名	面積	事業費 (進捗率%)	工期
	事業	事業					
地区名			関係簿冊				
受託年月日	年	月	日				
事業費	百万円		数量	工種	数量	工種	数量
	工種	数量					
主要工事							
効果	総費用総便益比	千円 = 千円					
	効果の内訳	効果	千円				
関係団体	その他の効果	効果	千円				
	市町村名	効果	千円				
	改良区名	効果	千円				
		効果	千円				
		その他の効果	千円				
		留意事項					
		その他					

様式第 8 号(第 9 条, 第 10 条関係)

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の終了について(報告)

年 月 日付け〔第 号〕で申込みのありましたこのことについては、土地改良事業等調査及び計画受託規則第 9 条第 4 項(第 10 条)の規定により年度事業(調査事業受託)の結果(終了)を報告します。

記

1 地区名	地区
2 施行地名	
3 調査事業費	千円
4 施行方法	
5 期間	自 年 月 日 至 年 月 日
6 結果	別紙のとおり
7 記事	

- (注)1 年度事業の報告については、調査事業費の欄に年度事業費を記入し、別紙資料として経過表(様式第 6 号の別紙 1)及び位置図を添付すること。
2 調査事業の報告については、注 1 の資料に個別表(様式第 6 号の別紙 2)を添付すること。

附 則（昭和五六年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第一四号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第二〇号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条から第百十三条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令（以下「規則等」という。）の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則（平成七年規則第三八号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第四二号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第四〇号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第六五号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第七三号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第五六号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第二五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。

3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

（平14規則65・全改，平15規則1・平16規則73・一部改正，平20規則56・旧様式第2号繰上・一部改正，令4規則25・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（平20規則56・追加）

様式第3号（第5条関係）

（平14規則65・追加，平15規則1・平20規則56・平24規則55・平30規則19・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平14規則65・追加，平15規則1・平20規則56・令4規則25・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（平14規則65・追加，平15規則1・平20規則56・令4規則25・一部改正）

様式第6号（第9条関係）

（平24規則55・追加）

様式第7号（第9条関係）

（平12規則40・追加，平14規則65・旧様式第3号繰下・一部改正，平20規則56・一部改正，平24規則55・旧様式第6号繰下）

様式第8号（第9条，第10条関係）

（平12規則40・追加，平14規則65・旧様式第4号繰下・一部改正，平20規則56・一部改正，平24規則55・旧様式第7号繰下）

宮城県農業農村整備事業等実施要綱

制定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 令和3年6月24日農村第138号

(趣旨)

第1 この要綱は、県が実施、受託、補助、助成等を行う農業農村整備事業等について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、県営土地改良事業条例（昭和25年宮城県条例第67号）、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）及び土地改良事業等調査及び計画受託規則（昭和48年宮城県規則5号。以下「受託規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の定義)

第2 農業農村整備事業等とは、農業生産基盤の整備、農村の生活環境整備及び農村の保全管理を目的として、法及びその他の法令並びに国の定める要綱等に基づき実施する事業のことをいう。

2 農業農村整備事業等は、施行主体により次のとおり区分する。

- (1) 県営事業 県が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。
- (2) 団体営事業 市町村及び土地改良区等が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。
- (3) 国営事業 国が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。

(環境との調和への配慮)

第3 農業農村整備事業等の施行に当たっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号）等に基づく措置を講ずるものとする。

(県営事業の事業管理計画)

第4 県は、計画的な県営事業の推進を図るため、事業管理計画を毎年度策定することとし、その計画期間は、作成年度を初年度とした10年間とする。

- 2 事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定するものとする。
- 3 事業管理計画には、当該計画を作成しようとする年度において事業実施中の地区及び当該計画の計画期間内に事業着手を予定する地区について策定するものとする。
- 4 事業管理計画は、前項の地区につき、事業種別、地区名、事業実施時期、事業量、概算事業費等を明らかにするものとする。
- 5 県は、事業管理計画の策定に当たり市町村、土地改良区等関係機関の意見を聴くものとする。
- 6 事業管理計画は、宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領に基づき策定するものとする。

(県営事業の地域整備構想の策定)

第5 事業管理計画に位置づけられた県営事業について、法第85条第1項、法第85条の2第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項又は法第85条の4第1項の規定による申請を行おうとする者（以下「事業申請者」という。）は、地域整備構想を策定するものとする。

2 地域整備構想は、関係者の合意のもとで、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにするものとする。

(県営事業の計画概要の策定)

第6 事業申請者は、地域整備構想に基づき、県営事業として実施しようとする農業農村整備事業の計画の概要（以下「計画概要」という。）を策定するものとする。

2 計画概要は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条の規定により作成するものとする。

(県営事業の土地改良法に基づく施行申請)

第7 事業申請者が、県営事業の施行を申請する場合には、第6の計画概要を添付しなけ

ればならない。

- 2 県が、前項の申請をうけ、法第86条第1項の規定により適否の決定を行う際の手続きについては、県営土地改良事業計画決定要領（以下「計画決定要領」という。）に基づくものとする。
- 3 前項の規定において、県は、社会経済の情勢から当該事業の実施が困難と認められた場合、適否の決定を留保することができるものとする。

（県営事業の事業計画書策定の受託）

- 第8 県は、第5の地域整備構想が策定された後に、受託規則に基づき、事業申請者からの申請により、事業計画書の策定を受託することができる。
- 2 県は、法に基づかない農業農村整備事業等（以下「予算補助事業」という。）について、市町村等からの申請により、各事業実施要綱及び要領等に基づく事業計画書の策定を受託することができる。
- 3 県は、前2項の申請があったときには、新規調査受託審査方針等に基づき内容を審査し、受託の可否を決定するものとする。
- 4 県は、受託して事業計画書を策定するときは、委託者その他の関係者と十分な連携を図るものとする。

（県営事業の事業計画書の検討）

- 第9 事業申請者又は予算補助事業の申請者（以下「事業申請者等」という。）は、県営事業の着手を希望する前年度の5月末日までに、地方振興事務所長に事業計画書を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は、この限りでない。
- 2 地方振興事務所長は、前項により提出された事業計画書について、内容を調査の上、必要があると認めたとときに、事業申請者等に指導・助言するものとする。
- 3 県は、事業計画書が提出された場合又は県が策定した事業計画書について、国庫補助事業としての採択等の手続きを円滑に進めるために必要と認めるときは、あらかじめ国との調整を行うものとする。

（県営事業の国庫補助事業採択申請等）

- 第10 県は、県営事業の実施について法第86条第1項により適当と決定した後、当該事業について、国庫補助事業としての採択申請等の手続きを行うものとする。ただし、予算補助事業にあつては、宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領（以下「計画検討実施要領」という。）に基づき、内容を審査した後とする。
- 2 県は、国庫補助事業として円滑に事業を実施する上で止むを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、法第86条第1項の決定前に国庫補助事業の採択申請等の手続きに着手することができるものとする。
- 3 県は、前項の場合において、法第86条第1項の規定により適当ではないと決定されたときは、直ちに国庫補助事業として実施するための手続きを中止するものとする。

（県営事業の開始）

- 第11 県は、第7により県営事業の施行が適当であると決定したときは、法第87条第1項の規定により、県営事業の計画を策定するものとする。
- 2 県営事業の計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。
- 3 県営事業の計画による工事に着手するときは、次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 法第87条第6項の異議申立てがないとき、又は異議申立てがあつた場合においてそのすべてについて同条第7項の規定により決定があり、事業計画が確定していること。
 - (2) 当該事業に要する経費について、県の予算が確保される見通しがあること。
 - (3) 国により、国庫補助事業としての採択等が決定していること。
- 4 予算補助事業に着手するときは、前項（2）及び（3）の規定を準用する。

（県営事業の計画の変更）

- 第12 県営事業の計画を変更するときは、法第88条の規定により県が変更後の事業の計画（以下「変更計画」という。）を策定するものとする。
- 2 変更計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。

3 当該変更計画に係る工事等への着手は、法第88条の規定により、変更後の事業計画が確定した後に行うものとする。

(団体営事業の事業管理計画)

第13 団体営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

(団体営事業の計画の策定と申請)

第14 団体営事業の計画の策定及び申請手続きについては第5から第7の規定を準用する。

(国営事業の事業管理計画)

第15 国営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

(国営事業の農林水産大臣との協議)

第16 県は、国営事業について、農林水産大臣から法第86条第2項又は法第88条第4項の協議があった場合には、事業管理計画への位置づけの有無を確認しなければならない。

2 前項の確認の結果、事業管理計画への位置づけがない場合には、事業管理計画の変更を行うものとする。そのときは、当該国営事業の必要性、緊急性、効果性、効率性等を十分に検討した上で、他の事業との調整を図るものとする。

3 前項の変更後の事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定しなければならない。

4 第2項の検討及び調整の結果、当該国営事業を事業管理計画に位置づけるべきではないとの結論を得た場合には、法第86条第2項又は法第88条第4項の協議に対しては、その旨を回答するものとする。

(地区計画検討委員会)

第17 県は、次に掲げる事項について意見を聴くため、計画検討実施要領に基づき地区計画検討委員会を設置するものとする。

(1) 第3に規定する環境との調和への配慮

(2) 第4に規定する事業管理計画の決定

(3) 第8第3項に規定する受託の可否の決定

(4) 第9第2項に規定する事業計画書への指導・助言

(5) 第10第2項の国庫補助事業採択等手続きの着手

(6) 第12第1項の事業計画の変更

(7) 第13から第15の規定により準用される(2)及び(4)の事項

(8) 水利施設等保全高度化事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱等に基づく機能保全計画策定の着手

(9) 県有施設に係る調査計画の着手

(公共事業評価)

第18 県は、県営事業(第17第1項(8)の事業を除く。)について、「行政活動の評価に関する条例」及び「行政活動の評価に関する条例施行規則」に基づき、公共事業評価を実施しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領

制 定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 平成31年4月1日農村第17号

(趣旨)

第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業管理計画（以下「管理計画」という。）の策定に関して必要な事項を定めるものとする。

なお、本要領に基づき策定する事業管理計画は、「農業農村整備事業管理計画について（平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長名通知）」との整合を図るものとする。

(管理計画の区分)

第2 実施要綱第4第3項に規定する対象地区を、事業要望管理、事業計画管理、事業進捗管理に区分する。

2 事業要望管理の対象は、地域整備構想の策定中であって、事業採択等を予定する年度の10年度前から5年度前までの地区とする。

3 事業計画管理の対象は、地域整備構想が策定され、事業採択等を予定する年度の4年度前から前年度までで、農業農村整備事業等の実施を県が妥当と判断した地区とする。

4 事業進捗管理の対象は、地域構想実現のために、事業実施の初年度から完了年度までの地区とする。

(管理計画の策定)

第3 管理計画は、地域構想の実現に向けて関連施策と十分な調整を行い、農業農村整備事業等の必要性、有効性及び緊急性を勘案し策定するものとする。なお、事業管理計画の区分に応じて、主に次に掲げる施策等との調整を図るものとする。

(1) 事業管理計画全般

- イ) みやぎ農業農村整備基本計画
- ロ) 市町村農業振興地域整備計画
- ハ) その他関連する施策や事業

(2) 事業要望管理

- イ) 市町村及び改良区等要望
- ロ) 県管内の整備状況

(3) 事業計画管理

- イ) 農業水利施設のストックマネジメントに係る事業については、機能保全計画
- ロ) 経営体育成に係る事業については、営農に係る将来構想
- ハ) 農地等の防災に係る事業については、各種防災計画

(4) 事業進捗管理

- イ) 事業地区計画
- ロ) 設定工期における年次施工計画

2 前項のほか、年度毎に別に定める事業管理計画策定方針に基づき計画するものとする。

(管理計画の決定)

第4 地方振興事務所長は、策定した管理計画を毎年度6月末日までに農村振興課に提出するものとする。各事務所からの提出された管理計画は、県の予算の見通しを踏まえ、地区計画検討委員会の意見を聴いて、農政部長が決定する。決定の時期は、毎年度8月末日を目標とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 宮城県農業農村整備事業管理計画策定細則（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領

制 定 平成13年 2月 1日 農計第887号
最終改正 令和 4年 4月 1日 農村第96号

(趣旨)

第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、県が事業施行の主体又は支援の主体として、その計画の妥当性を判断し、また計画策定過程の透明性及び客観性を確保して、社会経済情勢に対応した事業執行を行うための検討に必要な事項を定める。

(検討対象)

第2 本要領で対象とする事業は、実施要綱第2に定める事業とする。

- 2 前項のうち、維持管理及び災害復旧に係る事業は除く。
- 3 団体営事業は、県費負担を伴うハード整備事業を対象とする。
- 4 非公共事業のうち、ソフトとハードが一体で採択される「農地耕作条件改善事業」及び「農業水路等長寿命化・防災減災事業」のうち、県費負担を伴うものは対象とし、採択前に検討するものとする。

(検討の時期と内容)

第3 事業計画の検討は、下記のとときに実施する。

- (1) 事業管理計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（2）、（7））
 - (2) 調査計画を受託するとき（実施要綱第17第1項（3））
 - (3) 県有施設に係る調査計画を実施するとき（実施要綱第17第1項（9））
 - (4) 別表1第1項に掲げる新規事業地区計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（1）、（4）、（5）、（8））
 - (5) 別表1第2項に掲げる変更事業地区計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（1）、（6））
 - (6) 上記のほか、農政部長が必要と認めるとき
- 2 前項のとき検討する項目内容は別紙-1及び別紙-2に定める。

(地区計画検討委員会の設置)

第4 第3の検討を行うため、地区計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の効率的な運営を行うため、委員会に幹事会を設置する。
- 3 委員会の運営に関する事務は、農村振興課が行うものとする。
- 4 効率的・効果的な検討を図るため地方振興事務所に地方検討委員会を設置する。
- 5 地方検討委員会の構成及び運営については所長が別に定める。

(委員会の構成)

第5 委員会の構成は、別表2のとおりとする。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 3 委員会は、団体営事業の計画に関する検討を幹事会に委託する。
- 4 委員会は、実施要綱第17第1項（8）に関する検討を幹事会に委託する。
- 5 委員会は、実施要綱第17第1項（9）に関する検討を幹事会に委託する。
- 6 委員長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 7 委員長に事故がある時、又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代理する。

(幹事会の役割)

第6 幹事会は、委員会が行う第3の検討の事前検討の実施及び委員長が指示する検討を

行う。

- 2 幹事会は、第5第3項の規定により団体営事業の計画に関する検討を行う。
- 3 幹事会は、第5第4項の規定により実施要綱第17第1項(8)に関する検討を行う。
- 4 幹事会は、第5第5項の規定により実施要綱第17第1項(9)に関する検討を行う。

(幹事会の構成)

第7 幹事会の構成は、別表3のとおりとする。

- 2 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 3 幹事長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出や現地調査を求めることができる。
- 4 幹事長に事故がある時、又は幹事長が欠けた時は、副幹事長がその職務を代理する。

(新規事業地区計画等策定時の事務手続き)

第8 地方振興事務所長は、新規事業地区の採択等を希望する年度の2年度前の11月末日までに様式第1号により、その次年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。

- 2 地方振興事務所長は、実施要綱第17第1項(8)及び(9)を予定する年度の前年度の7月末日までに様式1号により、その年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。
- 3 事業申請予定者等は、実施要綱第9第1項の規定により、新規事業地区の採択等を希望する年度の前年度の5月末日までに、事業計画書(実施要綱第17第1項(8)を除く。)及び地区計画検討依頼(様式第2号)を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は除く。
- 4 地方振興事務所長は、前項の提出のあった場合又は事業計画書を策定した場合は、実施要綱第9第2項の規定による指導・助言ののち、様式第3号により地区計画検討書を別に指示する期限までに提出するものとする。
- 5 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

(変更事業地区計画策定時の事務手続き)

第9 地方振興事務所長は、実施要綱第12第2項の規定により、変更事業計画の決定を予定する前年度の11月末日までに、変更地区計画検討依頼(様式第4号)を提出するものとする。

- 2 地方振興事務所長は、変更地区計画検討書を様式第5号により、別に指示する期限までに提出するものとする。
- 3 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

(検討結果の通知)

第10 委員長は、委員会における意見を速やかに農政部長に報告する。

- 2 農政部長は、前項において報告された結果を、地方振興事務所長を經由し、検討を依頼した者に速やかに通知(様式第6号)する。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、農業農村整備事業地区計画検討に関して必要な事項は、農政部長が別に定める。

別紙ー 1 (第 3 関係・調査計画を受託するとき)

(1) 農地整備事業の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 地域農業の発展阻害要因が明確であり、事業実施の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	① 農地集積率の目標設定が明確か(80%以上)。また、農地中間管理機構との連携が見込まれるか。		
	② 中心となる経営体は育成・確保されているか。		
	③ 生産コスト低減や省力化技術の導入の計画となっているか。		
	④ 高収益作物の具体的な導入計画があるか。		
	⑤ 多面的機能維持の活動があるか。		
3 緊急性	① 関連施策や関連事業等があるか。		
	② いま事業実施しない場合の影響はあるか。		
4 熟度	① 受益者の調査同意状況。		
	② 地域整備構想の達成に向けた体制整備に計画的に取り組まれているか。		
	③ 用排水系統や土地調査等の事前調査が実施されているか。		
5 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(2) 水利施設整備事業及び農地防災事業（湛水防除事業のうち機能保全対策）の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 地域農業の発展阻害要因が明確であり、事業実施の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	① 老朽化に伴う維持管理費は増加しているか。		
	(水利施設整備事業(機能保全対策事業))		
	② ストマネ実施方針へ記載されているか。		
	水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）※整備・更新事業を対象		
4 緊急性	② 受益地内の農地が、地域の担い手に集積されているか。		
	(水利施設整備事業(機能保全対策事業))		
	③ 機能保全計画が策定されているか。		
4 緊急性	① 関連施策や関連事業等があるか。		
	② 過去10年間で応急対策を実施したことがあるか。		
	③ 農業用基幹施設であり機能停止（能力低下）による被害発生が想定される又は既に被害があるか。		
	④ 対象施設の老朽化は進行しているか。		
5 熟度	(水利施設整備事業の場合)		
	① 関係土地改良区の総代会等の議決が得られているか。		
	(湛水防除事業の場合)		
	① 関係市町村における計画内容の合意や予算の確約が得られているか。		
5 熟度	② 道路、用排水系統及び受益範囲が整理されえているか。		
	水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）※整備・更新事業を対象		
	③ 予定管理者の合意を得ているか？		
7 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(3) 農地防災事業調査の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 施設整備の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	(湛水防除事業の場合) ① 受益地内農地への湛水被害状況が整理されているか。		
	② 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
	(ため池整備事業の場合) ① 防災重点農業用ため池として位置づけられているか。または、各種点検調査により対策が求められているか。		
	② 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
	(農業用河川工作物等応急対策事業の場合) ① 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
3 緊急性	(湛水防除事業の場合) ① 過去に応急排水対策を実施したことがあるか。		
	(ため池整備事業の場合) ① 重要度区分で緊急性があるか。		
	② 関連施策や関連事業等があるか。		
	(農業用河川工作物等応急対策事業の場合) ① 河川管理者から改善命令があるか。		
	② 過去に堤防決壊防止等の応急対策を実施したことがあるか。		
	③ 関連施策や関連事業等があるか。		
4 熟度	① 用排水系統や受益範囲が整理されており、事業推進のための事前調査が実施されているか。		
	(湛水防除事業の場合) ② 関係市町村における計画内容の合意や予算の確約が得られているか。		
	(ため池整備事業の場合) ② 防災重点農業用ため池の場合、工事期間中の代替用水等の合意が得られているか。その他農業用ため池の場合、受益者からの調査同意が得られているか。		
5 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(注) 表中「内容」については、検討対象事業の特性に応じて、幹事会が変更することがある。

別紙ー 2 (第 3 関係・新規及び変更事業地区計画を策定するとき)

事務所名		事業名			地区名		新規・継続の区分	
		農地整備事業			地区		新規	
関係市町村名				関係土地改良区名				
主	副1	副2	副3	主			副	
事業概要								
受益面積 (ha)		全体事業費 (千円)		全体事業量			着工 (年度)	完了 (年度)
ha		千円						
評価実施年度までの事業費 (千円)		評価実施年度までの事業量		評価実施年度事業費 (千円)				
— 千円		—		— 千円				
来年度要求額 (千円)		来年度の事業内容						
千円								

	数値	評点	1	2	3	4	5	配分点	評点 × 配分点
1. 必要性								20	
計画的な事業の推進			低い		普通		高い	5	0
まちづくりへの支援			低い		普通		高い	5	0
農業の振興			低い		普通		高い	5	0
農業生産基盤の均衡ある発展	%		低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小 計									0 / 5 = 0
2. 有効性								20	
農村の振興	%		低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
農家への支援	%		低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
農業体質強化等の推進			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
産地収益力の向上 (高収益作物への転換)	%		低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小 計									0 / 5 = 0
3. 効率性								20	
費用対効果			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	10	0
10a当たりの事業費	千円		高い	やや高い	普通	やや安い	安い	5	0
横断的な事業の推進					普通		高い	5	0
小 計									0 / 5 = 0
4. 緊急性								10	
農業経営の緊急強化	高齢化率	%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
	耕作放棄地率	%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小 計									0 / 5 = 0
5. 熟度								30	
地域の合意形成	%		低い		普通		高い	15	0
計画の熟度			低い		普通		高い	5	0
事業推進団体等の有無及び活動状況			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
各種協議の進捗			低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小 計									0 / 5 = 0
総 合 点									0
コメント1<事務所>									
コメント2<市町村>									
コメント3<関係団体>									

(注) 上表は宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領の一部暫定改定について (令和 2 年 2 月 1 4 日付け農村号外) により暫定改定されたもので、農地整備事業の例である。

別表1 (第3(3), (4)関係)

- 1 土地改良法(以下「法」という。)第5条、第48条、第85条第1項、第85条の2第1項、第85条の3第1項若しくは第6項、第85条の4第1項、第87条の3及び第96条の2の事業計画を定める場合又は予算補助事業等で各事業の要綱、要領に基づく事業計画を定める場合
- 2 法第88又は第96条の3の土地改良事業の施行に係る地域、その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分の変更を行う場合又は予算補助事業等(実施要綱第17第1項(8)を除く。)の変更を行う場合

ただし、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とするが、各事業の要綱、要領に定めがある場合はその定めによる。

 - (1) 土地改良事業の施行に係る地域の変更(ア又はイのいずれかの場合)
 - ア 新たに地域の一部となる土地の地積及び変更後の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ変更前の土地の地積及び事業費の10%を超える場合
 - イ 地域の一部から除外する土地の地積及び変更後の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ変更前の土地の地積及び事業費の10%を超える場合

(ア、イともに法第88条第6項で準用する法第48条第4項に規定する地域の変更において土地改良法施行規則第38条の6の2で定める軽微な変更を除くもの。)
 - (2) その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な変更

「土地改良法施行規則第38条の2の農林水産大臣が定める主要工事計画等(平成18年9月25日農林水産省告示第1272号。以下「告示」という)」に定める主要事業計画等の変更であって、以下に該当するもの

 - ア 主要工事計画を変更する場合であり、次のとおりとする。
 - (i) 貯水池等の追加又は廃止
 - (ii) 貯水池等の位置の大幅な変更
 - (iii) 農業用排水施設の新設又は変更のみを内容とする事業にあつては、100ha以上の受益面積の変更
 - (iv) 農業用水路又は農業用排水路の総延長の20%以上の変更
 - (v) 農業用道路の総延長の20%以上の変更
 - (vi) 農業用道路の新設又は変更のみを内容とする事業にあつては、10%以上の変更
 - (vii) 農用地の改良又は保全のため必要な工事にあつては、受益面積の100ha以上又は当該事業の受益面積全体のおおむね20%以上の工種の追加又は廃止

上記における「区画整理工事」の場合は、次のとおりとする。

 - (i) 道路工の総延長の20%以上の変更
 - (ii) 用水路工の総延長の20%以上の変更
 - (iii) 排水路工の総延長の20%以上の変更
 - (iv) 暗渠排水工及び客土工は、受益面積全体のおおむね20%以上又は100ha以上の工種の追加又は廃止(区画整理区域内面積の増減は除く)
 - イ 管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置を変更する場合
 - ウ 上記ア、イにかかる事業費の変更で告示第二号及び第四号に規定されているものについて変更する場合

別表 2 (第 5 関係)

委員会の構成	
委員長	農政部副部長
副委員長	農政部副部長 (技術担当)
委員	農政総務課長 農業政策室長 農業振興課長 みやぎ米推進課長 園芸推進課長 農山漁村なりわい課長 農村振興課長 農村整備課長 農村防災対策室長

別表 3 (第 7 関係)

幹事会の構成	
幹事長	農村振興課 (事業管理計画担当)
副幹事長	農村整備課 (総括担当)
幹事	農村振興課 (総括担当) 農山漁村なりわい課 (総括担当) 農村整備課 (農地集積指導担当) 農村防災対策室 (総括担当)

様式第 1 号

番 年 月 号 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討の予定について（提出）
 新規採択希望県営農業農村整備事業等のうち、 年度に地區計画検討の依頼を予定する
 地區について、下記のとおり提出します。

記

事業名	地區名	関係市 町村名	地區面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 2 号

番 年 月 号 日

地方振興事務所長 殿

施行申請予定者

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討について（依頼）
 年度新規採択希望県営農業農村整備事業等の下記地區計画について、検討願います
 。

記

事業名	地區名	関係市 町村名	地區面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 3 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討書について（提出）
年度地区計画検討の依頼があった、下記の県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考 (採択希望年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 4 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討について（依頼）
年度計画変更予定の県営農業農村整備事業等地区計画について、検討願います。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 5 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討書について（提出）
年度計画変更を予定する下記の県営農業農村整備事業等地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考 (変更予定年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 6 号

番 号
年 月 日

検討依頼者 殿

農政部長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討の結果について（通知）
年度県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区（事業計画変更予定地区）について、計画検討委員会における検討の結果を下記のとおり通知します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	計画検討委員会の意見等
			ha 千円	
			ha 千円	

(〇〇地方振興事務所(農業農村整備部扱い)経由)

※検討依頼者が県関係機関以外の場合に、上記のとおり記載する。

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討予定の変更について（提出）
年 月 日付け 第 号で提出した平成 年度に地區計画検討を予定する地區について、下記のとおり変更しますので提出します。

記

1 変更後の地區計画検討予定地區

事業名	地區名	関係市町村名	地區面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

（注）変更前の記載事項を見え消し線により削除すること。

2 変更の理由

3 添付資料

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農地等地域整備構想策定事業を行う者（以下「事業主体」という。）が農地等地域整備構想策定支援事業に要する経費について、当該事業主体に対し、予算の範囲内において農地等地域整備構想策定支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び農地等地域整備構想策定支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助金の交付対象となる事業の経費、補助額及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(交付申請の添付書類)

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書（実施要領別記様式第1号）
- (2) 実施計画書附属資料

(交付決定前着手)

第5 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、事業主体は知事に対して、別記様式第7号を提出するものとする。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合又は事業の一部を中止ないし廃止する場合においては、別記様式第2号により、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助金交付決定額の10%以上の減額を伴う変更
 - ロ 補助対象経費区分ごとに20%以上の増減を伴う変更
 - ハ 補助対象事業の内容の重大な変更
- (2) 補助事業の全部を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第7 知事は、事業主体に対し必要の都度、別に定める様式により、執行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 実施要領第6により知事に提出する事業実績書及び附属資料
- (2) 農地等整備構想策定支援事業費補助金財産管理台帳（別記様式第6号）

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が5万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第21条ただし書きの規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に耐用年数が定められているものにあつては、その耐用年数に相当する期間とする。

(書類の備付け等)

第12 市町村等は、第11の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る財産管理台帳を別記様式第6号により作成し、関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月16日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(交付要綱) 別記様式第 1 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、農地等地域整備構想策定支援事業費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の概要 別添「農地等地域整備構想支援事業実施計画書」のとおり
- 2 添付書類

(交付要綱) 別記様式第 2 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金計画変更承認申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容 別添「農地等地域整備構想支援事業実施計画書」のとおり

(交付要綱) 別記様式第 3 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

(交付要綱) 別記様式第 4 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金実績報告書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額及び精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

4 振込先 銀行名：

口座番号： 普通・当座

口座名義人：

(交付要綱) 別記様式第5号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金概算払請求書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で交付決定通知のありました農地等地域整備構想策定支援事業費補助金について、下記のとおり 金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

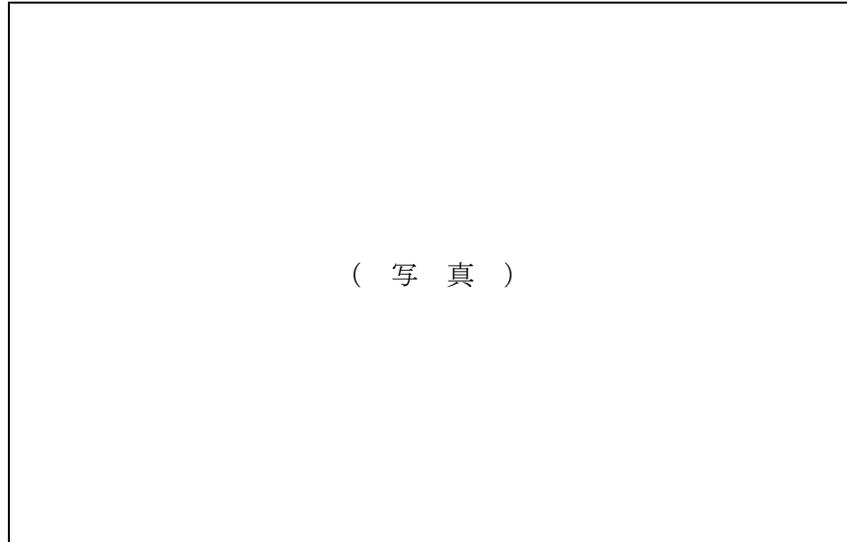
記

- | | | | |
|---|----------|--------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 残額 | 金 | 円 |
| 5 | 概算払請求理由 | | |
| 6 | 振込先 | 銀行名 : | |
| | | 口座番号 : 普通・当座 | |
| | | 口座名義人 : | |

(交付要綱) 別記様式第6号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金財産管理台帳

年度		市町村	
----	--	-----	--



事業実施主体名称			
施設・機械等名称			
規格・規模・仕様・構造等			
設置場所		耐用年数	
取得年月日		取得金額	
県補助金額		市町村補助金額	
その他付記事項			

(交付要綱) 別記様式第7号

農地等地域整備構想策定支援事業補助金交付決定前着手届

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

下記事業について、年号 年 月 日に事業（の一部）に着手したいので、農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱第5の規定により届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関しては、補助金が交付されないことになっても異議はありません。

記

- 1 計画内容
農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書及び実施計画書附属資料のとおり
- 2 交付決定前に着手する理由

農地等地域整備構想策定支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、県が施行主体となり実施する農業農村整備事業等（以下「県営事業」という。）について、土地改良法（以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項又は第85条の4第1項の規定による申請を行おうとする者及び法第87条の3第1項の規定による事業を希望する者（以下「事業申請者等」という。）が宮城県農業農村整備事業等実施要綱に基づき策定する農地等地域整備構想（以下「地域整備構想」という）に対する県が行う支援について必要な事項を定めるものとする。

(地域整備構想)

第2 事業申請者等は、土地改良事業に携わる関係者の合意に基づき、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにした地域整備構想を策定する。

2 県は、前項に掲げる地域整備構想の策定に向けて事業申請者等が行う活動に対し、第5の要件を満たす場合に支援を行う。

(事業の内容)

第3 本事業に基づき県が支援を行う対象事業等は、別表1のとおりとする。

(事業実施計画の提出)

第4 本事業の実施を要望する事業申請者等は、別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書（別記様式第1号）
- (2) 実施計画書附属資料

(事業実施計画の承認)

第5 知事は、第4による書類の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次のいずれかの事業要件を満たしていると認めるときは、予算の範囲内で承認し、事業実施主体に通知するものとする。

- (1) 実施地域は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱に定める事業管理計画に位置付けがあるなど、計画的に県営事業の実施が見込まれる地区を含む地域とする。
- (2) 農地整備型の実施地域は、数集落を単位とした広がりをもつ地域で、地域づくりについて地域住民の熱意及び意欲が高く、市町村等による支援体制が整備されることが見込まれる地域とする。
- (3) 土地改良施設整備型は、地域の課題が明確であり地域整備構想策定による体制強化が見込まれる地域とする。
- (4) 農地等防災・減災対策型は、地域の災害対策上の課題が明確であり、地域整備構想策定による防災・減災対策の体制強化が見込まれる地域とする。

(事業実績報告)

第6 市町村等は、事業の採択を受けた年度において、農地等地域整備構想策定支援事業事業実績書（別記様式第1号）及び事業実績書附属資料により、知事が別に定める日までに、事業の実績を報告しなければならない。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

(実施要領) 別記様式第1号

農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書 (事業実績書)

市 町 村 名			
区 分			
事業実施区域名			
事業実施期間			
事業主体名			
補助対象事業費	円		
補助金額	円		
必要性・目的			
内容・効果			
補助対象事業費内訳			
内 容	数 量	金 額	備 考
合 計		円	
収支予算 (精算)			
	区 分	予算額 (精算額)	算出基礎・説明
収入・財源内訳		円	
支出		円	
担当課		担当者名	連絡先

(実施要領) 別記様式第1号附属資料

【農地整備型】

- 1 これまでの地域活動の取組・現状
- 2 地域活性化委員会及び地域活性化協議会の整備計画
- 3 生産基盤整備・生活環境整備の現状
- 4 認定農業者等担い手の状況等

【土地改良施設整備型】

- 1 地域及び施設の現状
- 2 管理体制強化の計画
- 3 研修・人材教育の現状

【農地等防災・減災対策型】

- 1 市町村における災害対策の取組・課題
- 2 防災・減災対策の推進方向

◆確認資料

計画時	実績報告時	項目
		市町村農業農村整備事業管理計画
		位置図
		農地等地域整備構想
		地域整備構想策定に関する活動状況等の記録資料等
		農地調査等の計画・実績などの資料等
		請求書・領収書等

(別表1)

項目	内容
1. 対象事業	地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした農地等地域整備構想策定に向けた市町村及び土地改良区の活動
2. 農地等地域整備構想の内容	<p>農地等地域整備構想は、実施地域における将来の農業農村の姿が生産と生活が調和のとれた姿であり、地域振興等に関する市町村の総合的な計画に則するものであるほか、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の各種計画との調和が図られ、次の（１）から（３）のいずれかの項目及び内容が盛り込まれていること。</p> <p>（１）農地整備型</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本方針 ②地域の現状（地域の概要及び課題） ③農村活性化目標（およそ10年後に目指す地域の姿） <ul style="list-style-type: none"> ア 地域営農システム構想（導入作物、農用地、農業用機械、農業用施設及び農業労働力の方向・目標等） イ 地域農地マネジメント構想（農用地利用調整組織及び農用地利用調整手法の方向、農地集積目標等） ウ 農村環境保全構想（農村環境保全維持の方向・目標等） エ 土地利用計画図 オ 農村活性化構想図 ④農村活性化実行計画（農村活性化目標を実現するため、地域住民及び市町村が短期・中長期的な取り組み事項） ⑤その他（農村活性化ビジョン策定に関する活動状況等の記録資料等、農地調査等に係る資料等） <p>（２）土地改良施設整備型</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設管理強化に関する事項 ②財務管理強化に関する事項 ③受益農地管理強化に関する事項 ④土地改良区の統合整備強化に関する事項 ⑤研修・人材教育に関する事項 ⑥その他必要な事項 <p>（３）農地等防災・減災対策型</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村の概要 ②市町村における災害対策上の課題 ③防災・減災対策の取組状況 ④今後の防災・減災対策の推進方針 <ul style="list-style-type: none"> ア 全体方針（農地防災、減災対策、地域防災） イ 各種計画との関連（地域防災計画等との関連性） ウ 農村地域における防災減災対策の施策 エ 施設整備計画（整備事業の名称、計画方針、整備量） オ 安全対策 カ 農村防災体制計画 キ 地域防災力強化活動計画 ⑤その他必要な事項

項 目	内 容
3. 事業主体	<p>(1) 農地整備型の事業主体は、市町村又は土地改良区とする。</p> <p>(2) 土地改良施設整備型の事業主体は、土地改良区とする。</p> <p>(3) 農地等防災・減災対策型の事業主体は、市町村とする。</p>
4. 推進体制	<p>農地整備型の推進体制については次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域活性化委員会は住民参画による自主的な組織とし、市町村等の指導支援のもとで活動計画及び農地等地域整備構想の策定を行うものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、実施地域に関する農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び関係団体等を構成員とする協議会を組織し、活動計画の調整及び農地等地域整備構想に対し総合的な指導支援を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、効果的な実施のための総合的な指導及び本事業と関連する他事業との調整に当たるものとする。</p>
5. 農地等地域整備構想の報告等	<p>(1) 農地整備型</p> <p>①地域活性化委員会は、農地等地域整備構想を策定し、市町村長に提出して、その認定を受けるものとする。</p> <p>②市町村長は、地域活性化委員会の提出に係る農地等地域整備構想が次のアからオ全ての要件を満たしていると認めたときは、速やかに農地等地域整備構想の認定を行うものとする。</p> <p>ア 実施地域における将来の農業農村の姿が生産と生活が調和のとれた姿であること。</p> <p>イ 農村活性化実行計画が、関係住民の主体性が発揮できる内容であること。</p> <p>ウ 地域振興等に関する市町村の総合的な計画に則するものであるほか、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の各種計画との調和が図られていること。</p> <p>エ 経営体の育成、農地の流動化、農作物の生産対策、農産物の加工・流通の改善、農業技術の開発普及、農業機械の合理的利用、農産物の需給の調整、農業農村整備、中山間地域対策、環境・景観保全、福祉対策等に関する施策と緊密な連携の下に計画されていること。</p> <p>オ 農地等地域整備構想に盛り込むハード事業との相互調整が十分行われていること。</p> <p>③市町村長は、農地等地域整備構想を認定したときは、速やかに農地等地域整備構想を添えて知事に報告するものとする。</p> <p>(2) 土地改良施設整備型</p> <p>土地改良区は、地域整備構想を策定したときは、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(3) 農地等防災・減災対策型</p> <p>市町村長は、地域整備構想を策定したときは、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(4) 報告の期限</p> <p>農地等地域整備構想の報告は、事業最終年度末までに行うものとする。</p>